

熊本県信用組合 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年4月1日～平成32年3月31日までの3年間
2. 内 容

目標1：子どもの出生時に父親が休暇を取得できる環境づくりを行う。(年次有給休暇を利用して、父親となる職員は子どもの出生時に有給休暇を3日間取得する。また、該当する職員が所属する部・支店は、協力をする。)

<対策>

- 平成29年 4月～ 制度継続。通達等により職員へ通知。

目標2：子ども(家族を含む)または、本人の誕生日(月)には、家族サービス等を行うため、1人につき1日の有給休暇(バースデイ休暇)を取得する。

<対策>

- 平成29年4月～ 制度継続。通達等により職員へ通知(計画表の提出)。

目標3：育児休業中の職員に対し、職場復帰に備えるため、定期的に組合内の情報を提供する。

<対策>

- 平成29年4月～ 部店長会議、内部事務リーダー研修の資料や、主な規定の改正等を提供する。

以上